記者発表資料

平成２０年１１月１１日
東 北 地 方 整 備 局

建設コンサルタント業務等の更なる品質確保に向けた対策について

～コンサル業務等の低入対策を実施～

東北地方整備局管内では、建設コンサルタント業務等において、低入札が増加傾向にあります。このため業務成果における良好な品質確保への影響が懸念されることから、土木設計関係では成果品の第三者による照査の義務付けなど、適切な品質を確保するための「低入札対策」を試行します。

○低入札の現状

建設コンサルタント業務全体の低入札の発生率
H19年度 発生率２６％→H20年度 発生率４８％（約１．８倍）
土木関係コンサルタント業務の低入札の発生率
H19年度 発生率３５％→H20年度 発生率６９％（約２．０倍）
※H20年度 は９月末現在（予定価格が１,000万円以上の価格競争入札）

○低入札業務における品質確保対策

【土木コンサル関係】
■全ての打合せに管理技術者の立会いを義務付け
■成果品の第三者による照査を義務付け
【測量・地質調査関係】
■全ての打合せに主任技術者の立会いを義務付け
■測量・地質調査等の現場作業は主任技術者の現場常駐を義務付け
【その他】
・設計図書の適切な条件明示の徹底等

○試行開示時期

■１１月１１日から試行実施

＜発表記者会：東北専門記者会＞

問 い 合 わ せ 先

国土交通省　東北地方整備局　　０２２－２２５－２１７１（代）
企画部 技術管理課長　　赤川（あかがわ）　正一（内線3311）
技術管理課長補佐　畠山（はたけやま）　浩晃（内線3312）

（別紙）

建設コンサルタント業務等の低入札業務における品質確保対策の試行について（概要）

【試行項目】

［品質確保対策］

１．土木関係建設コンサルタント業務

〇全ての打合せに管理技術者の立会いを義務付け

〇成果品の第三者による照査を義務付け

２．測量・地質調査業務

〇現場作業については主任技術者の現場常駐を義務付け

〇全ての打合せに主任技術者の立会いを義務付け

［その他］

１．業務実施上の留意事項

〇適切な条件明示の徹底等

【適用】

１．予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合に適用

２．適用業種

①土木関係建設コンサルタント業務

②測量

③地質調査業務

なお、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務を除く。

３．契約形式

価格競争入札（公募型競争入札、簡易公募型競争入札、通常指名競争入札）に適用

1．土木関係建設コンサルタント業務の品質確保対策

（1）全ての打合せに管理技術者の立会いを義務付け

（対応）
〇当初打合せと納品時打合せ→全打合せ時に立会を義務づける
〇打合せ時には履行状況の報告を義務付ける

（2）成果品の第三者による照査を義務付け

（対応）
〇第三者の照査を義務付けることで成果品の品質を確保する
〇照査結果については、その都度照査結果を調査職員に報告する
〇納品時打合せ時には、第三者照査技術者も同席し照査内容を把握する

2．測量・地質調査業務の品質確保対策

（1）測量・地質調査等の現場作業については主任技術者の現場常駐を義務付け
（2）全ての打合せに主任技術者の立会いを義務付け

（対応）
〇現場作業時の主任技術者常駐を義務付ける
〇当初打合せと納品時打合せ→全打合せ時に立会を義務づける
〇打合せ時には履行状況の報告を義務付ける
〇監督職員は必要に応じて現地の履行確認を行う

2. その他

（発注者としての業務実施上の留意事項）

◇適切な予定価格の算出と適切な条件明示
◇業務打合せ等におけるレスポンスの重視
◇外業作業の業務実施状況の確認

（対応）
〇予定価格算出にあたっては、適切な積算根拠を用いるとともに、十分な審査を行う。（適切な見積もり徴収、審査体制の充実等）
〇契約図書においては、透明性ある記載に留意するとともに、現場説明事項書や見積もり参考資料等において、適切な条件明示を行う。（各種設計条件、仮設計画の考え方等の明示）
〇業務工程等に影響する事項については、現場説明事項書等に適切な明記を行う。（用地的な未解決箇所や協議の完了日等）
〇主要な業務打合せにおいては、主任調査職員（又は主任監督員）が同席し、業務の履行状況を確認する他、迅速かつ的確な指示・協議に心がける。
〇監督職員は必要に応じて外業作業の実施状況の確認を行う。